

資料4

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成 30 年 6 月 14 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 6 月 21 日

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解		備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間及び国（JSC を含む）所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は必須である。	
	効率性	本事業は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。